ST検索サイトの公開について

- 1. 平成 21 年 1 月 5 日より、S Tマーク検索サイトを日玩協ホームページで公開(Open) し、一般の使用に供する予定です。
- 2. ST検索サイト公開に向け、本年 10 月 1 日より、ST検査申請項目に当該商品の「問合せ先」を追加し、ST検査申請企業の皆様に入力をお願いしております。
- 3. なお、ST検索サイトに関連して、本年2月及び9月開催のSTマーク管理者説明会等において、STマーク付商品のパッケージに表示される会社名は、(ST検査を申請した企業である必要はないものの)必ずSTマーク使用許諾契約者(企業)名を記載することが必要となる旨の案内をさせて頂いております。

この点に関し、来年から検査機関において確実に点検することと致しますので、宜しくお願いします。

【パッケージへのSTマーク使用許諾契約者(企業)の表示例】

●OEM生産のケース(事例は下記のケースに限られるものではありません。)

記載例1)

製造元:A社(STマーク使用許諾契約企業)

販売元:B社(非STマーク使用許諾契約企業)

ST検索サイトの表示項目

ST番号	商品名	問合せ先	検査合格日
4912345678904	00000	A社	2008_10_1
	00000		

(注意)

ST検索サイトで表示される「問合せ先」は、STマーク使用許諾契約者(企業)名に限られますので、商品パッケージには、STマーク使用許諾契約者(企業)を必ず表示することで、ST検索サイトと商品パッケージ記載の会社名情報を一致させることになります。

商品パッケージに非STマーク使用許諾契約者(企業)であるB社のみを表示することはできません。

記載例2)

製造・販売元: C社(STマーク使用許諾契約企業)

実際のST検査申請は、C社ではなくD社(STマーク使用許諾契約者)が行っても良い。

なお、パッケージ表記の会社名にC社しか表示しない場合は、 ST検索サイトで表示される「問合せ先」は、(D社としても良いのですが)検索者が混乱しないよう、できるだけC社として下さい。